

令和5年

上砂川町議会会議録

第3回 臨時会
第3回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和5年第3回臨時会

(6月28日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
議案第26号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)(原案可決)	4
議案第27号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)(原案可決)	6
議案第28号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)(原案可決)	8
閉会の宣告	9

令和5年第3回定例会

第1号(9月12日)

議事日程	11
会議録署名議員	11
開会の宣告	13
開議の宣告	13
会議録署名議員指名について	13
会期決定について	13
諸般の報告	13
小澤一文の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	13
例月出納検査結果報告(5・6・7・8月分)	14
町長行政報告	14
教育長教育行政報告	14
同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	15
同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	16
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	17
議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について	17

議案第30号	地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	17
議案第31号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	21
議案第32号	令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	22
認定第1号	令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	24
認定第2号	令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について	24
	決算特別委員会設置及び付託について	26
報告第2号	令和4年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	27
	休会について	29
	散会の宣告	29

第2号(9月14日)

議事日程		31
会議録署名議員		31
開議の宣告		32
会議録署名議員指名について		32
一般質問		32
笹木笑子		32
健康推進課長 林孔美		33
小澤一文		33
建設環境課長 内野博之		34
議案第29号	上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について(原案可決)	35
議案第30号	地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について (原案可決)	35
議案第31号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について(原案可決)	35
議案第32号	令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)(原案可決)	35
認定第1号	令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	36
認定第2号	令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	36
調査第3号	所管事務調査について(許可)	38
派遣第3号	議員派遣承認について(承認)	38
	追加日程について	38
意見書案第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書(原案可決)	39
意見書案第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(原案可決)	41
意見書案第3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求 める意見書(原案可決)	43
	閉会の宣告	45

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨	3 定	
		6.28	9.12	9.14
1	石田浩二	○	○	○
2	藏根高史	○	○	○
3	笹木笑子	○	○	○
4	小澤一文	○	○	○
5	越前 等	○	○	○
6	伊藤充章	○	○	○
7	吉川 洋	○	○	○
8	高橋成和	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨	3 定	
		6.28	9.12	9.14
町 長	奥 山 光 一	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○
監査事務局長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○
建設環境課長	内 野 博 之	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○
健康推進課長	林 孔 美	○	○	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨	3 定	
		6.28	9.12	9.14
議会事務局長	浅 利 基 行	○	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

6 月 2 8 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 1 8 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

6 月 2 8 日 1 日間

第 3 議案第 2 6 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）

第 4 議案第 2 7 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 議案第 2 8 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

2 番 藏 根 高 史 3 番 笹 木 笑 子

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、全員出席しております。
定足数に達しておりますので、令和5年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、藏根議員、3番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第26号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第26号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第26号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,280万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第26号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金2,090万円の追加で、2億1,035万円となります。

2 項国庫補助金2,090万円の追加で、6,015万7,000円となります。

19款繰越金3,480万円の追加で、1億534万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が5,570万円の追加で、30億5,280万円となります。

2、歳出、2 款総務費4,010万円の追加で、4 億1,053万9,000円となります。

1 項総務管理費4,010万円の追加で、3 億7,548万4,000円となります。

4 款衛生費900万円の追加で、2 億1,719万4,000円となります。

1 項保健衛生費900万円の追加で、1 億3,088万3,000円となります。

8 款土木費660万の追加で、3 億684万4,000円となります。

1 項土木管理費660万円の追加で、1 億1,406万4,000円となります。

歳出合計が5,570万円の追加で、30億5,280万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出であります。このたびの補正は、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、生活者、事業者支援等を講じる予算が主なものとなっております。

3、歳出、2 款1 項14目電力・ガス・食料品等価格高騰対策費4,010万円の追加で、4,010万円となります。

資料ナンバー1をご参照願います。物価高騰に係る経済、生活支援対策の概要であります。交付金の総額は2,090万円で、今回はエネルギー、食料品価格等の物価高騰対策と使途が限定されております。初めに、水道料金・下水道使用料減免事業、事業費は1,440万円で、全世帯、全事業所を対象に令和5年8月から10月の3か月間の水道料金、下水道使用料の基本料金を全額免除するもので、2つ目の全町民商品券交付事業、事業費は会議所への委託料を含め1,420万円で、物価高騰対策として町内で利用できる商品券を全町民1人当たり5,000円分交付するものであります。3つ目のプレミアム付商品券発行助成事業、事業費は700万円で、プレミアム率20%の商品券を3,000セット販売、4つ目のエネルギー、食料品等物価高騰事業者支援、事業費は280万円で、物価高騰により影響を受けている事業者を支援するもので、5つ目として町内事業所に対する水道料金減免事業、事業費は170万円で、前年度月平均100立方メートルを超える使用実績のある事業所を対象に令和5年8月から10月の3か月間の水道使用量の3分の1を減免するもので、合計4,010万円を計上するもの

であります。

予算書にお戻り願います。12節委託料150万円の追加、18節負担金補助及び交付金3,860万円の追加であります。

4款1項1目保健衛生総務費900万円の追加は水道事業会計に、8款1項1目土木総務費660万円の追加は下水道事業特別会計にそれぞれ繰り出しするものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金2,090万円の追加は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を全額計上するものであります。

19款1項1目繰越金3,480万円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第27号

○議長（高橋成和） 次、日程第4、議案第27号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第27号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいませようお願いいたします。

令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,905万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月28日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第27号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金660万円の追加で、1億72万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が660万円の追加で、1億4,905万円となります。

2、歳出、1款下水道費660万円の追加で、5,700万5,000円となります。

1項下水道整備費660万円の追加で、4,720万2,000円となります。

歳出合計が660万円の追加で、1億4,905万円となります。

事項別明細書、歳出であります。5ページであります。3、歳出、1款1項2目下水道建設費660万円の追加で、2,038万7,000円となります。

資料ナンバー2をご参照願います。このたびの補正は、民間賃貸住宅建設に係る下水道の接続工事に関するものであります。民間賃貸住宅建設促進事業につきましては、去る6月5日に町外業者から建設申請が提出され、7月上旬にも着工したい旨の話がありました。建設の概要であります。建設場所は中央公営住宅の西側で、1LDK、43.06平方メートル、1棟8戸、木造2階建てで、外張り断熱や天井断熱、LED照明を使用するなどZEH水準及び省エネ基準に適合した住宅となっており、家賃は4万5,000円、その他共益費3,000円、11月末の完成を予定しており、住宅建設に伴い下水道接続として図面の点線の部分、塩化ビニール管54メートルの污水管布設工事を行うものであります。

予算書にお戻り願います。14節工事請負費660万円の追加であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、4款1項1目一般会計繰入金660万円の追加は、一般会計繰入金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第28号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第28号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億1,385万1,000円、補正予算額900万円、計1億2,285万1,000円。

第4項他会計補助金、530万8,000円、900万円、1,430万8,000円。

（支出）

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億6,420万7,000円、補正予算額900万円、計1億7,320万7,000円。

第2項建設改良費、8,879万6,000円、900万円、9,779万6,000円。

（他会計からの補助金）

第3条 予算第8条に定めた建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「530万8,000円」を「1,430万8,000円」に改める。

令和5年6月28日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

3 ページであります。令和 5 年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。資本的収入及び支出、資本的収入、1 款資本的収入900万円の追加で、1 億2,285万1,000円となります。

4 項他会計補助金900万円の追加で、1,430万8,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出900万円の追加で、1 億7,320万7,000円となります。

2 項建設改良費900万円の追加で、9,779万6,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書 4 ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費900万円の追加で、9,779万6,000円となります。

資料ナンバー 2 をご参照願います。図面の実線部分でございます。民間賃貸住宅建設に伴い、ポリエチレン管57メートルの配水管布設替え工事として200万円、浄水場暖房真空ボイラー更新工事として700万円追加するものであります。

次に、資本的収入であります。資本的収入、資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金900万円の追加は、一般会計補助金を追加するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和 5 年第 3 回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前 10 時 35 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 藏 根 高 史

署 名 議 員 笹 木 笑 子

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 5 年

上砂川町議会第3回定例会会議録（第1日）

9月12日（火曜日）午前10時00分 開 会
午前11時09分 散 会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9月12日～9月14日
3日間
- 第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告（小澤議員）
3) 例月出納検査結果報告（5・6・7・8月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第1号～第3号は、即決とする。
- 第 9 議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 第10 議案第30号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第11 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第12 議案第32号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）
※ 議案第29号～第32号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第13 認定第 1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第14 認定第 2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 認定第1号・第2号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。
- 第15 決算特別委員会設置及び付託について
- 第16 報告第 2号 令和4年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

4番 小 澤 一 文 5番 越 前 等

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次、日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの3日に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和5年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和5年8月31日木曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件といたしましては、議案第1号 令和5年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第2号 令和5年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第1号)、議案第3号 令和5年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和5年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、認定第1号 令和4年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の5月、6月、7月、8月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告とさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(高橋成和) 次、日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長(奥山光一) 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和5年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項につきましては、特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長(高橋成和) 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長(高橋成和) 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長(飯山重信) 教育行政報告を申し上げます。

令和5年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます。報告書のとおりでございますが、全国学力・学習状況調査の結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー1を併せてご参照願ひます。全国学力テストにつきましては、本年度は4月18日に小学校6年生を対象に国語、算数の2教科、中学校は3年生を対象に国語、数学及び4年ぶりに英語の3教科で実施されました。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては小学校、中学校ともに全教科

で全国、全道平均を下回る厳しい結果となりましたが、本年度も小学校では国語、中学校では数学が全国平均との差は減少しましたが、結果的には全ての教科において全国平均を下回る結果となりました。小学校の国語においては、複数の資料から自分の考えをまとめることに、算数においては図形の性質や面積について考察する力に課題がありました。中学校の国語においては、根拠を示して考えを記述することに、数学においてはデータの傾向を読み取って説明する力に、英語は自分の考えやその理由を書き出すことに課題がありました。

また、学力テストに併せ実施された児童生徒の生活実態を把握するアンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問いに、小学生では1時間以上すると答えた児童の割合は全国平均57.1%に対し、当町では78.5%と高い割合となっておりますが、中学生においては全国平均65.8%に対し、当町では46.2%と低い割合となっております。

教育委員会としては、各学校長に対し、テストの結果の分析を行い、教科担当や担任の教員だけに任せるのではなく、学力改善に向け学校全体で指導方法や授業改善を行いながら課題点を補うよう指示をし、併せて公設学習塾の利用促進などを図ってまいります。また、家では長時間スマホやゲームをして過ごす傾向が過去から見受けられることから、学力定着には家庭での学習もとても大切ですので、改めて家庭学習の習慣化が図られるよう保護者への啓発に努めてまいります。今後ともできることを着実に積み重ねていくことが必要でありますので、学校や家庭と連携しながら学力向上を図っていきたいと考えておりますことを申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、高橋博文氏が令和5年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、高橋博文。生年月

日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願い申し上げます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、木村征紀氏が令和5年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

住所、[REDACTED]。氏名、木村征紀。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましても人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 公営委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤伸一氏が令和5年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、伊藤伸一。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましても人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第29号 議案第30号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第29号及び日程第10、議案第30号につきましては関連がございますので、一括議題といたしまして、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について、日程第10、議案第30号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第29号及び議案第30号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について。

上砂川町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、本町の下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものであること。

次に、議案第30号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、本町の水道事業の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用範囲を変更するに当たり関係する条例の整理を行うため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第29号及び議案第30号について関連がありますので、一括して内容の説明をいたします。

このたびの条例制定は、本町の下水道事業及び水道事業に地方公営企業法の適用及び変更を行うに当たり関係する条例を整備するものでございます。

資料ナンバー2、地方公営企業法の適用についてを御覧ください。下水道事業におきましては、現在地方公営企業法の任意適用事業に位置づけられておりますが、国の方針により経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に迅速かつ的確に取り組むため、将来にわたり持続可能な経営を確保するため、地方公営企業法と企業会計基準の適用を令和6年3月31日までにすることが求められていることから、令和6年4月からの適用、併せて水道事業についても適用範囲の見直しを行うものであります。

現在本町の下水道事業は、法の適用としない特別会計として、また水道事業につきましては法の全部適用を採用し、公営企業会計として運営しているところでございます。

法の適用にあつては、地方公営企業法の組織、財務、職員の身分の取扱いの規定を全て適用し、人事、給与、会計事務などの全てを企業内組織で行う全部適用と法の一部のみを適用する一部適用の2種類から選択することとなります。

下水道事業につきましては、職員配置や事務処理が現行に近い体制で行える財務規定部

分のみを適用する一部適用を選択し、水道事業は下水道事業の法適用を契機に下水道事業と会計システムの共有や事務処理の統一化などを図る観点から、下水道事業と同じ一部適用に変更するものであります。

法の適用に伴います条例整備であります。上砂川町下水道事業の設置等に関する条例は下水道事業に法の一部適用を行うため、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例として制定するもので、この条例の制定に伴い不要となります。現行の上砂川町公共下水道設置条例は廃止するとともに、上砂川町特別会計条例につきましては一部改正を行うものであります。地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例は、水道事業の設置等に関する条例の一部改正で水道事業を一部適用に変更するために必要な改正を行い、職員定数条例の一部改正では水道職員の定数を町長部局に含める改正を行うものであります。また、一部適用により不要となる上砂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止するものであります。

施行日につきましては、どちらの条例も令和6年4月1日とするものであります。

なお、地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例の改正箇所につきましては、資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。初めに、議案第29号でございます。上砂川町下水道事業の設置等に関する条例。

（下水道事業の設置）

第1条 地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

（経営の基本）

第2条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 上砂川町流域関連特定環境保全公共下水道

(2) 計画排水区域及び計画処理区域 下鶉、鶉本町、緑が丘、鶉、東鶉、中央、朝駒、本町、中町、東山、東町地区

3 面積及び計画人口は、次のとおりとする。

(1) 面積 288ヘクタール

(2) 人口 2,200人

（下水道事業の種類）

第3条 上砂川町の下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第3条により、同法第2条第3号の公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）とする。

（地方公営企業法の適用）

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事

業の会計に法の財務規定等を適用する。

(会計事務の処理)

第5条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(上砂川町公共下水道設置条例の廃止)

第2条 上砂川町公共下水道設置条例(平成8年12月25日上砂川町条例第10号)は、廃止する。

(上砂川町特別会計条例の一部改正)

第3条 上砂川町特別会計条例(昭和39年3月3日上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。」

を「次の各号に掲げる特別会計を設置する。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国民健康保険特別会計
- (2) 後期高齢者医療特別会計

第2条を削る。

続きまして、議案第30号でございます。地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例。

(上砂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 上砂川町水道事業の設置等に関する条例(昭和42年12月27日上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の規定に基づき、水道事業の会計に法の全部を適用する。」を「及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、水道事業の会計に法の財務規定等を適用する。」に改める。

第5条を次のように改め、第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(会計事務の処理)

第5条 法第34条の2ただし書の規定により、水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(上砂川町職員定数条例の一部改正)

第2条 上砂川町職員定数条例(昭和37年3月27日上砂川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、水道事業管理者」を削る。

第2条第1号中「75人」を「81人」に改め、同条第5号を削る。

(上砂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第3条 上砂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年3月29日上砂川町条例第10号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第31号

○議長(高橋成和) 次、日程第11、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第31号 北海道市町村職員退職手当組

合規約の変更について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、後志広域連合の加入に伴い、規約の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、議案第31号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、後志広域連合の加入に伴いまして、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

なお、本規約の改正箇所につきましては、資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第32号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第32号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願い

いたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,400万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第32号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金306万3,000円の追加で、2億1,341万3,000円となります。

2 項国庫補助金306万3,000円の追加で、6,322万円となります。

18款繰入金1億5,500万円の追加で、2億3,500万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金313万7,000円の追加で、1億847万7,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億6,120万円の追加で、32億1,400万円となります。

2、歳出、2款総務費620万円の追加で、4億1,673万9,000円となります。

1 項総務管理費254万8,000円の追加で、3億7,803万2,000円となります。

2 項徴税費58万9,000円の追加で、1,474万3,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費306万3,000円の追加で、1,949万9,000円となります。

7 款商工費1億5,500万円の追加で、2億382万6,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

歳出合計が1億6,120万円の追加で、32億1,400万円となります。

事項別明細書、歳出でございます。3、歳出、2款1項4目会計管理費87万2,000円の追加は、北門信金派出窓口閉鎖に伴う会計年度職員任用に係る経費の計上で、9目諸費147万6,000円の追加は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の精算返還金の計上であります。

11目地域振興費20万円の追加は、自治連が本年創立60周年を迎えるに当たり記念式典を計画しており、併せて記念誌も発行することから、これらの事業に対し助成するものであります。

2 項2目賦課徴収費58万9,000円の追加は、令和6年度より導入される森林環境税に係るシステム改修費の計上であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費306万3,000円の追加で、1,949万9,000円となります。12節委託料183万2,000円の追加は、令和7年度までに総合行政システムの標準準拠システムに移行するためデータ調整を行う改修経費の計上で、17節備品購入費123万1,000円の追加はマイナンバーカードの氏名や住所などの変更時に使用する券面プリント機の購入経費の計上であります。

7款1項2目企業開発費1億円の追加は、マイクログラス社のガラス部で製造しているスライドガラス、カバーガラスの国内外の需要の増加に対応するため超音波洗浄機など2億円を超える設備投資をするため上限額の1億円を助成するものであります。

3目観光費5,500万円の追加で、6,846万4,000円となります。

資料ナンバー5をご参照願います。上砂川岳温泉パンケの湯改修事業の概要であります。事業概要につきましては、平成9年に行ったりニューアル以降設備の老朽化に伴い設備の誤作動や雨漏りなど施設の運営や各種行事を実施する際に支障を来しているため、自動火災報知機の更新や屋上防水等を改修するとともに、本町が令和5年3月8日に行ったゼロカーボンシティ宣言に基づき館内の省電力化を目的として照明機器をLED化するものであります。

予算書にお戻り願います。18節負担金、補助及び交付金は、観光振興等助成金として5,500万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、14款2項1目総務費補助金306万3,000円の追加は、歳出同額を計上。

18款1項1目基金繰入金1億5,500万円の追加は、それぞれ歳出同額を計上するもので、19款1項1目繰越金313万7,000円の追加は前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、認定第1号及び日程第14、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第14、認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について

一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

初めに、認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明いたします。

お手元に配付しております令和4年度上砂川町会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1 ページをお開き願います。令和4年度上砂川町会計決算につきまして、一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。令和4年度につきまして特別職のPersonnel費を町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続しております。積立金、基金につきましては、価格高騰緊急支援給付事業等に6,270万円を取り崩しましたが、地域振興基金等へ約8,800万円を積み立てたことから、令和4年度末基金残高は約20億7,000万ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきまして、町税は前年度対比877万8,000円増の1億8,681万8,000円、地方交付税は前年度対比355万6,000円減の20億537万3,000円、国庫支出金は非課税世帯等臨時特別給付金事業費の減収により前年度対比4,028万1,000円減の3億9,573万6,000円、寄附金は前年度対比389万8,000円増の1,440万3,000円、繰入金は前年度対比1億4,000万円減の6,770万円、町債は臨時財政対策債等の減収により前年度対比1,381万5,000円減の1億9,946万2,000円となり、歳入総額で34億6,504万7,000円の決算となっております。

歳出であります。人件費は、職員数の増により前年度対比3,411万円増の6億8,818万6,000円、扶助費は非課税世帯等臨時特別給付金事業等の減額により前年度対比2,096万3,000円減の3億7,636万7,000円、補助費等は前年度対比171万3,000円減の6億2,766万3,000円、繰出金は水道会計繰出金等の減額により前年度対比1,155万4,000円減の3億3,300万8,000円、投資的経費は役場庁舎建設事業の減により前年度対比2億749万4,000円減の3億1,501万9,000円となり、歳出総額で33億4,977万7,000円の決算で、歳入歳出差引きの実質収支は1億1,527万円となるものであります。

次のページに参ります。財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきまして、令和3年度で臨時財政対策債を含め80.8%でしたが、令和4年度では5.5ポイント増の86.3%となりました。これは、経常的一般財源に係る公債費、人件費、維持補修費等が前年度比較8,801万9,000円の増額となりましたことから、その影響が大きく反映されております。財政力指数につきましては、過去3か年平均で11.2%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりますので、令和4年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算につきまして、一般会計では、歳入が34億6,504万7,000円、歳出で33億4,977万7,000円となり、差引き1億1,527万円となりました。特別会計であります。4特別会計合計で歳入が5億2,676万5,000円、歳出で5億2,627万7,000円となり、差引き48万8,000円となりました。全会計の合計で39億9,181万2,000円の歳入に対し、38億7,605万4,000円の歳出で、差引き1億1,575万8,000円となったところであります。

3ページ、4ページは各会計決算の内容をまとめておりますので、後ほど御覧願います。

なお、詳細につきましては、決算特別委員会におきまして各担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第15、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります伊藤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笹木議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご参照願います。

◎報告第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第16、報告第2号 令和4年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 令和4年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について報告理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

報告理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度決算により算出した

財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

令和5年9月12日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、報告第2号について内容の説明をいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は1億1,527万円の黒字決算となっていることから、赤字比率は零となっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についても零となっております。

実質公債費比率ですが、公債費等の償還金に係る負担金の増によりまして前年度より0.3ポイント増の5.6%となる見込みであります。

将来負担比率については、地方債現在高及び公営企業債等の繰入れ見込額が減少したことによりまして前年度より4.1ポイント減の22.6%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率は零となっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率に注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議により比率が変更となることもあり、暫定値となりますが、住民に対する公表につきましても昨年同様町広報、ホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬に暫定値の公表を行う予定であり、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.6、22.60。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第2号 令和4年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日13日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、13日は休会することに決定いたしました。

なお、明日13日につきましては決算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（散会 午前11時09分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 5 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 4 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 2 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 9 号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 第 4 議案第 3 0 号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 5 議案第 3 1 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
※ 議案第 2 9 号～第 3 2 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 7 認定第 1 号 令和 4 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 8 認定第 2 号 令和 4 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
※ 認定第 1 号・第 2 号は、報告に対する採決とする。（質疑・討論は省略とする。）
- 第 9 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 1 0 派遣第 3 号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第 1 1 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 第 1 2 意見書案第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第 1 3 意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、さきの通告に従い質問させていただきます。

産後ケア事業、産後、育児支援ヘルパーについてお伺いいたします。昨今の妊産婦を取り巻く状況として、子育ての孤立と負担感の増加が指摘されています。原因として、核家族化、地域のつながりの希薄化、父親の育児参加が十分に得られないなどの報告が厚生労働省の調査からも報告されています。本町では、経済支援にとどまらず、妊娠から出産、産後ケアとして新生児訪問などを通し、母親の不安や悩みに丁寧に寄り添ったケアに敬服しているところです。

さて、本町も新規事業として産後ケア事業が開始されました。具体的な内容として、宿泊型、入院延長、1泊2日と通所型の事業があり、利用料の助成を行うとのこと。本町の今年度の出生数は2名で、今後も多くは見込めない現状であります。出生数が少ないならでのケア、サポートができると考え、その一案として産後支援ヘルパー事業はいかがでしょうか。産後の母親の不安、つらさとして、育児、出産による体の疲れ、睡眠不足から疲れが取れない、家事が思うようにできないが経済的な不安を上回っているとも言われています。個々の状況に見合ったケアが受給できることが大切と考えます。親が元気な

明るい顔で子供と向き合えることが不可欠です。親たちが助けてほしいとき、困ったときに力を寄せてくれる支援が子育てに優しい町づくりと考えます。家事のサポート、子育てのサポートをしてくれる人がいるというだけで安心でき、育児のストレスは軽減されます。現在の伴走型支援、宿泊型ケアのみならず、身近に協力、援助者がいない母子のニーズに合わせた支援を考えると必要な事業と思います。近隣を含めほかでの実績は少数ではありますが、ほかの自治体ではできない支援をすることで上砂川ならではの子育て支援につながると考えます。人材確保など課題もあると考えますが、過去に質問いたしましたファミリーサポートの視点も視野に入れ、上砂川ならではの産後ヘルパー事業の実施について考えをお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 3番、笹木議員のご質問、産後ケア事業、産後支援ヘルパーについてお答えします。

本町は、上砂川町子育て包括支援センターを健康推進課健康係に設置し、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援と伴走型相談支援を実施しています。具体的には、1人の担当保健師が妊娠届け時の妊婦面接、妊婦訪問、新生児訪問、2か月訪問、乳児期には3回、1歳から3歳までは5回の健診、相談を通し、妊産婦の支援に必要な情報を把握、評価し、母と出産、育児の見通しを一緒に確認し、個別支援計画を立て母子のケアをしています。また、本年度から心身のケアや育児相談を行う産後ケア事業を砂川市立病院で開始し、産後ケアの充実を図り、保健師の支援のみでは安心、安全な養育環境を提供することが困難な母子に対しては砂川市立病院産科、小児科と情報共有し、支援の検討、児童相談所等関係機関によるケース会議を開催し、必要な支援、サービスを提供しています。

ご質問の産後ケア事業、産後、育児支援ヘルパーについてですが、支援ヘルパーの資格を得るには所定のカリキュラムで技能を習得し、修了試験に合格する必要がありますが、近隣に事業所がなく、人材確保の問題等、事業としての実施が困難な状況にあるのが現状であります。妊娠届出時から3歳児健診において相談相手や育児の協力者の有無を確認しておりますが、全くいないと回答した母はならず、妊娠期、子育て期において支援を受ける環境があるのが上砂川の特徴と思います。小さな町上砂川町だからこそ一人の保健師が寄り添い、事業名にとらわれず新たな事案が発生した場合には必要な支援を臨機応変に継続してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 公営住宅の共同施設における共益費の徴収についてお伺いいたします。

公営住宅の共用部に当たる共同施設の電気代は、主に公営住宅の入居者が共益費として自主的に徴収し、運用しています。しかし、入居者の高齢化や管理者の成り手不足等によって入居者のみで共益費の健全な運用を図ることについて先行きを懸念する声が高まっています。また、電気代の高騰や電気代の未払いをめぐる問題もあり、今後の公営住宅の共同施設の維持管理がさらに難しくなることが予想されます。公営住宅法では、共同施設の保管管理を入居者に課しています。しかし、引き続き入居者のみで施設の保管管理を継続することについては、これからの地域の在り方や高齢化の問題、また入居者の負担軽減等を考慮した対応が求められています。特に共益費の徴収については、新たに行政が担うべき関わり方について模索する必要はないでしょうか。一方、全国にはこうした状況を踏まえた上で制度の見直しに乗り出している自治体が増えています。これまで入居者が徴収していた共益費を市や町が徴収するといった画期的な対応によって課題解決に依拠しているようです。

そこで、本町の共益費の徴収課題について、特に共益費としての電気代を家賃の徴収時において徴収するなど課題解決に向けた対応を求めますが、どのような見解を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 4番、小澤議員のご質問、町営住宅における共益費の徴収についてお答えいたします。

町営住宅の共益費につきましては、町営住宅への入居の際にお渡ししております「町営住宅の入居について」により住宅敷地内の除雪のお願いのほか、共用灯の電気料につきましては入居者の負担となっていることを説明し、管理者からの申出の際にはお支払いいただくよう入居者に対しお伝えしているところでございます。管理者は、各棟もしくは団地内の入居者で決めていただき、業務につきましては共益費として共用灯の電気料や共用灯の蛍光管等の交換費用の徴収及び支払いを行っていただいております。近年人口減少に伴い、空戸件数が増えたことにより、入居者1戸当たりの負担が増加傾向にあったことから、令和3年度より空戸分の電気料を町が負担することとし、管理者からの申出により補助するようにしております。

議員よりご提案のありました共益費の家賃の徴収時において町が徴収することについてであります。公営住宅法におきましては家賃算定方法が規定されているため、共益費を家賃に上乘せし、徴収することができないこととなっております。町で共益費を徴収することとした場合につきましては、まずは北海道と協議を行い、その後条例等の整備のほか、住宅料に係るシステムの改修、未払い金の取扱いや入居者への説明等の検討を要することとなります。また、各棟や団地におきまして共益費が電気代にとどまらず、草刈りの

経費や除雪経費なども入っている住宅もあると聞いておりますことから、徴収内容の精査も必要となると思われます。しかしながら、議員が述べられましたとおり入居者の高齢化により管理者の成り手不足が懸念されますことから、共益費の徴収が可能か条件整備を含め検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第29号から日程第6、議案第32号までについては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

次、日程第3、議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 上砂川町下水道事業の設置等に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第30号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 地方公営企業法の適用変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第32号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別

会計決算認定について、日程第8、認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員会委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木決算特別委員会委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（笹木笑子） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和5年9月12日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、9月13日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長などから説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号、令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、令和4年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋成和） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件につきましては全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和4年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報

告どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和4年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してあるとおり、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

◎派遣第3号

○議長（高橋成和） 日程第10、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高橋成和様
提出議員 藏根高史
賛成議員 越前 等
石田浩二

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下に地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また、多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
3. 今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに、

戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善および保育施設の配置基準をOECD先進国なみの基準に改善するための予算を措置すること。また、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
6. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
7. 会計年度任用制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高 橋 成 和 様
提出議員 吉 川 洋
賛成議員 小 澤 一 文
笹 木 笑 子

内容の説明をいたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題となるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備などが必要不可欠である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 道路の整備・管理が長期的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
3. 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
4. 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅や下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
9. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
10. 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高橋 成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、

国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 小澤一文

賛成議員 吉川洋

伊藤充章

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・
強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの

エネルギー利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負担の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスのエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
3. 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月14日

上砂川町議会議長 高橋 成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和5年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等